

『診療放射線技師法改正に関する法律の一部改正に伴う講習会』 の実施について

診療放射線技師法が2014年6月18日に一部改正が行われ、2015年4月1日に施行されました。具体的には、CT・MRI検査等での自動注入器による造影剤の注入、造影剤注入後の針の抜針・止血や、下部消化管検査の実施（肛門にカテーテルを挿入する行為を含めて）、画像誘導放射線治療時の腸管ガスの吸引のためのカテーテル挿入であり、診療放射線技師の業務内容の拡大です。以上の業務を行うための絶対条件として、医療の安全を担保することが求められています。その為、業務拡大に伴う必要な知識、技能を習得することが努力義務として課せられています。

日本診療放射線技師会としては、`業務拡大に伴う統一講習会`と称し、2日間に亘り実施することとなりました。

*** 今回が香川県最終開催になります。今後は東京のみの開催になる予定です。**

—記—

- 講習会名 : 業務拡大に伴う統一講習会
開催日 : 令和2年1月25日(土)・26日(日)
会 場 : 香川労災病院 管理棟3階 会議室
(お車でお越しの方は駐車場無料化処理致します)
定 員 : 50名 (但し参加者が20名に満たない場合は中止になることがあります。)
受講料 : 受講免除なしの方
 会員 15,000円 非会員 60,000円
 静脈注射(針刺しを除く)講習会修了者(静脈注射講義・実習は免除)
 会員 13,000円 非会員 50,000円
申し込み : 令和元年11月1日から令和2年1月13日
申込方法 : JART情報システム内のメニュー「生涯教育・イベント参加のお申込み」
 から申し込んでください。

以上